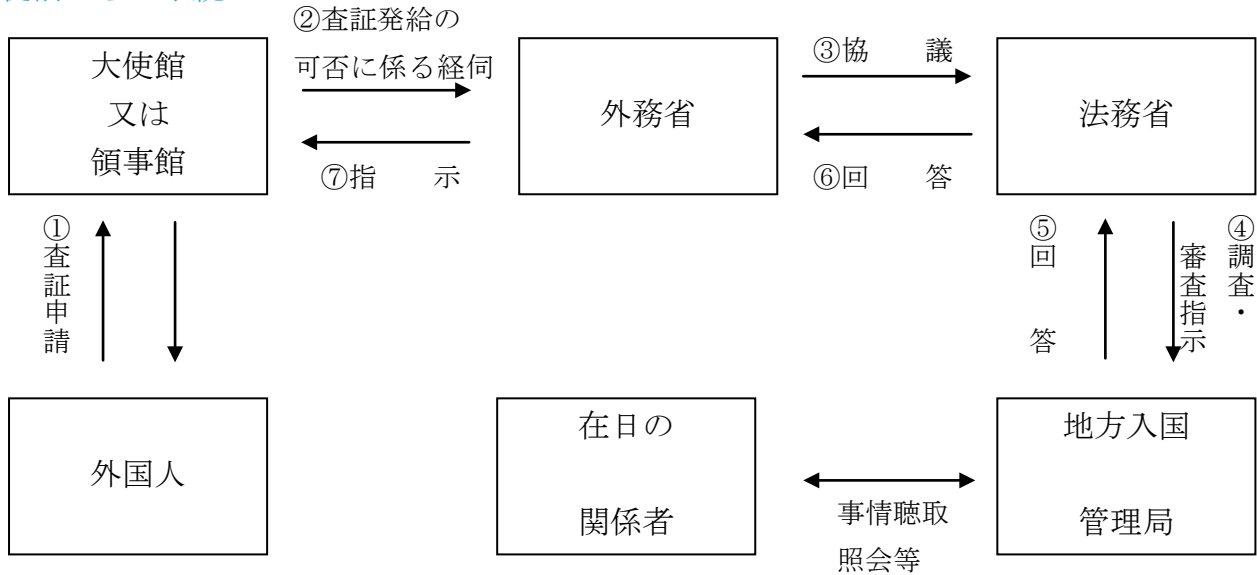


■在留資格認定証明書交付申請の手続き

日本に入国しようとする外国人は、到着した空港又は海港において入国審査官による上陸のための審査を受けなければなりません。日本に入国しようとする外国人が入管法の条件に適合している旨の証明書の交付をあらかじめ法務大臣に申請することができるとしています。これを所持していれば上陸審査において、入管法に定める条件に適合しているものと認められますので、上陸の手続きが簡素化されます。

①従前からの手続



②在留資格認定証明書の交付を受ける場合の手続



(注) 在留資格認定証明書の交付は査証の自動的な発給を保証するものではありません。